

吉田町監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、町長から監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成25年4月26日

吉田町監査委員 伊藤利勝

吉田町監査委員 大塚邦子

監査の種別	監査の対象（所管）
定期監査	総務課
【指摘事項】 （平成25年3月26日吉監第41号）	
<p>入札事務における入札結果表について落札者となった入札参加者の入札結果欄に「落札」と表示されているが各々の入札実施要領では「決定」と表示することとなっている。</p> <p>従って、吉田町指名競争入札実施要領第10条第2項第1号及び吉田町抽選型指名競争入札実施要領第16条第3項第3号ア並びに吉田町制限付き一般競争入札実施要領第22条に基づき適正に執行されていたとは認めがたい。</p> <p>なお、今後については入札実施要領等の法令遵守に努め、入札事務の適正な執行を図らねたい。</p>	
【措置の内容】 （平成25年4月2日吉総第1847号）	
<p>平成25年3月1日をもって、吉田町指名競争入札実施要領、吉田町抽選型指名競争入札実施要領及び吉田町制限付き一般競争入札実施要領中、入札結果表について落札者となった入札参加者の表示を「決定」から「落札」に改めた。</p>	